

下呂市一般競争入札実施要領

平成19年5月15日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の規定に基づき、下呂市が発注する建設工事等の請負契約の一般競争入札(条件付一般競争入札を含む。以下同じ。)を実施するための必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象とする工事は、設計金額が5百万円以上のもので、下呂市建設工事請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)においてその都度決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の内容等から委員会が必要と認めた場合は、一般競争入札を行うことができるものとする。

(入札参加者の資格及び条件)

第3条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 下呂市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 下呂市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 下呂市が発注する建設工事に対応する建設業法の許可業種について、下呂市建設工事請負業者選定要領第3条に規定する格付点数が一定以上あること。
- (5) 対象工事と同種又は類似の施工実績があること。
- (6) 対象工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者が適正であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 特定建設工事共同企業体を対象とする一般競争入札の場合にあっては、別に定める要件を備えている者であること。
- (9) その他対象工事ごとに定める要件を備えている者であること。

2 前項に規定する一般競争入札に参加できる者の事業所の所在地又はその者の当該契約に関する経験若しくは技術的適性の有無等について必要な条件は、委員会において定めるものとする。

(入札の告示)

第4条 下呂市契約規則(平成16年下呂市規則第47号)第2条の規定による一般競争入札の公告は、下呂市役所掲示板に掲示及び下呂市ホームページへの掲載等必要と認める手段により公表するものとする。

(入札参加資格確認の申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加確認申請書を公告に記載の提出期限までに市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期間は、原則として、入札公告等を開始した日の翌日から5日間(対象工事が特定建設工事共同企業体を対象とする一般競争入札の場合は10日間とする。)とする。

3 申請書は、管財課へ持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。ただし、電子入札対象案件の場合は、電子入札システムにより申請書を提出するものとする。

4 期限までに申請書を提出しない者は、当該一般競争入札に参加できない。

5 提出された申請書は返却しないこととする。

6 申請期限日以降に、原則として、申請書の差し替え及び再提出は認めないこととする。

(入札参加資格の審査及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により入札参加資格の申込を行った者について当該入札参加資格の有無を審査し、原則として、申請書の提出期限の翌日から5日以内に、その結果を入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

2 当該入札参加資格を満たしていないと認められた者については、前項の通知書に入札参加資格がないと認めた理由を付すとともに、当該通知をした日の翌日から、原則として、5日以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記する。

(入札の無効)

第7条 公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格申請において虚偽の申請を行った者のした入札、入札に関する条件に違反した入札並びに入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は無効とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項については委員会においてその都度協議するものとする。

附則

この要領は、平成19年5月15日から施行する。

附則 平成20年5月22日決裁

この要領は、決裁の日から施行する。